

令和5年12月25日

愛発公民館空きスペース使用許可選考基準

空きスペース使用許可については、次の基準に該当する団体を決定するものとする。

- 1 営利を目的とせず、愛発地区の活性化に取り組む団体もしくは敦賀市内全域を活動対象とした社会教育及び文化振興を含む教育、社会福祉、社会奉仕、まちづくりの活動を行う団体であること。
- 2 次のいずれかに該当しない団体であること。
 - (1) 営利を目的とする団体
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- 3 結成後3年以上の活動歴があり、その団体の構成員が10人以上で、その活動が他の模範となる団体であると認められること。ただし、愛発地区の活性化に取り組む団体における活動歴については、この限りではない。
- 4 空きスペースの使用目的が備品の荷物置き場としてのみの使用でなく、活動拠点となる事務等を行う場所の確保が必要と認められること。
- 5 自主的に運営活動を行っている団体で、空きスペースの使用方法や管理に責任を持てると認められること。
- 6 敦賀市教育委員会が、育成又は活動促進を図る必要がある団体と認められること。
- 7 上記基準に該当する団体数が部屋数を上回る場合、愛発地区の活性化に取り組む団体を優先するほか、次の採点基準により選考を行い、合計点数の高い団体を優先し入室の可否を決定する。なお、合計点数が同じだった場合は、抽選により順位を決定する。

【採点基準】① 空きスペース使用の必要性（スペースの使用日数）

② 空きスペースの使用頻度（スペースを定期的を使用しているか）

③ 団体の予算規模（財政面で低廉なスペースを使用する理由があるか）